

<薬物中毒でないことの診断書>

当院では、各種免許の取得に必要な「薬物中毒でないことの診断書」を発行しています。薬物検査をした上で、陰性の場合のみ診断書を発行します。

●**診断書が必要な職種**の例

医師，歯科医師，看護師，准看護師，保健師，助産師，臨床検査技師，臨床工学技士，理学療法士，作業療法士，視能訓練士，薬剤師，歯科技工士，歯科衛生士，義肢装具士，救急救命士，柔道整復師，あん摩マッサージ指圧師，はり師，きゅう師，獣医師，家畜人工授精師，調理師，製菓衛生師，ふぐ調理師，美容師，理容師，駐車監視員，狩猟者，銃砲刀剣類所持者，射撃場の設置者や管理者など

<検査について>

薬物中毒検出用キットを用いて、尿中の薬物を検査します。

10分程度で検査結果がわかり、診断書はその場でお渡し出来ます。

同時に、精神機能障害の診断も可能です。(問診と身体診察を行います)

検査項目：覚醒剤、大麻、コカイン、モルヒネ系麻薬(あへん、ヘロイン)

検査キット：アイベックススクリーン ID



※来院後、尿検査を行いますので、来院直前の排尿は控えて下さい。。

※指定用紙をお持ちください。

※風邪薬や咳止めを服用されますと、その成分が原因で薬物陽性反応がでることがあります。風邪薬や咳止め薬を内服された方は、1週間あけてからこの検査を受けるようにしてください。

<費用>

料金は、5,000円(税込)です。検査料と診断書作成料を含んだ金額です。

※万が一、検査で陽性反応が出てしまった場合、診断書は作成できません。

その場合は、検査料として、3,000円(税込)のみ、お支払いいただきます。